

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	緊急一時宿泊（シェルター）事業
発注課	保健福祉局総務部保護自立支援課
選定事業者	橋本観光株式会社
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本事業については、住居喪失者等の健康状態の悪化防止やホームレス生活に至ることの防止のため、緊急避難的に宿泊施設を提供することによって、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は、平成22年度の事業開始時から、「住居喪失者に対する理解」、「男女問わない受け入れ」及び「三食の食事の提供」という条件を満たしていた唯一の事業者（カプセルホテル）に長らく業務委託していたところであるが、その事業者が令和2年1月31日をもってカプセルホテル事業を停止してしまった。そのため、札幌市内でカプセルホテル事業を実施している全ての事業者に対して電話で問い合わせを行い、三つの条件は満たせないが朝食のみであれば実施可能との回答のあったカプセルホテル事業者と契約したが、契約後すぐ、新型コロナウイルス流行に伴う経営不振のため、当該事業者が営業を停止してしまった。</p> <p>そこで、「住居喪失者に対する理解」、「男女問わない受け入れ」の観点から、市内のビジネスホテル事業者十数社に対して本事業の実施の可否を電話にて調査したところ、標記事業者からのみ、運営するホテルにおいて事業実施可能との回答があったため、令和2年4月17日から5月31日までの期間で本事業の委託契約を締結した。標記事業者は、期間中、滞りなく本事業を実施したところである。</p> <p>標記事業者には、住居喪失者に対する理解があり、事業の実績もあること、また電話調査における他事業者の返答状況から、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p> <p>なお、当該事業者は競争入札参加資格を有しないが、札幌市物品役務等契約事務取扱要領第26条の規定に基づき、申出書及び法人概要を徴し本事業を実施するにあたり問題がない法人であると判断したものである。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決定日	令和2年10月21日